

福岡県ハンディキャップスポーツサポートの会設置要綱

第1 設置の目的

一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会（以下、「協会」という。）定款第4条に定める事業を円滑に実施するため、その援助を継続的に行う組織として「福岡県ハンディキャップスポーツサポートの会（以下、「FHSの会」という。）」を設置し、障がい者スポーツの普及・振興に資する。

第2 構成員（会員）

FHSの会の会員（以下、「会員」という。）は、次のいずれかに該当する者で構成する。

- (1) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格保有者
- (2) 障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者

第3 活動内容

会員は、協会が実施する次の事業活動を援助する。

- (1) 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション教室
- (2) 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション大会
- (3) 障がい者スポーツに関する啓発・研修
- (4) その他協会が援助を必要とする事業活動

第4 秘密の保持

会員は、活動によって知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

第5 研修等

協会は、会員の資質向上及び相互交流を図るため、研修会及び連絡会を開催する。

第6 補足

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月15日から施行する。

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。